



イケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 582 回 参与員 ～この過激な仕事、分かってください！

2014.6.22

平成 21 年 5 月から始まった「裁判員制度」は、刑事裁判に市民の参加を認めようとするもので、大きな話題となり大抵の人が知っているかもしれない。

実は同様の主旨で、「参与員制度」というのがある。始まりは昭和 23 年と古く、現行制度となったのは、昭和 48 年、家事審判事件などで書類に目を通し、裁判官に意見を述べたりするなど、非公開の場で活躍するのが役割である。更に、離婚などの人事訴訟が、平成 16 年 4 月 1 日から地方裁判所から家庭裁判所の管轄になったことに伴い、参与員の役割も益々重要になってきた。離婚事件等の裁判で、裁判官と並んで公開の法廷で審理に参加できる。裁判員よりずっと以前から、法壇に上がって、裁判官の横に座って事件の審理している。

先日、さいたま家裁からの任命で離婚訴訟の公判に立ち会った。

この時だけは小生、臨時の「国家公務員」になる。

実は離婚裁判は大変である。裁判官も代理人(弁護士)も、みんなその道のプロで、良きも悪きも慣れている。ずぶの素人の見識を見せてやろう！といきがってみても、気も、荷も、重い一日であった。

離婚には、「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」の 4 つの方法が認められているが、実質的に「審判離婚」はほとんどない。

「協議離婚」とは、当事者の話し合いのうえで合意し離婚する方法で、離婚届に双方が署名、捺印し役所に提出すればよい。日本における離婚の約 90% が協議離婚による離婚だといわれている。

それでも離婚が成立しなかった時などに、家庭裁判所に申し立てをして、調停委員を介して離婚を成立させる方法が「調停離婚」で全体の約 9% がこれに当たる。

ここまでは当事者同士の合意があればよいので、法定の離婚原因がなくても離婚ができ、従って離婚の 99% がこの段階で成立させている。

残りわずか 1% が、離婚裁判となる。夫婦どちらかが家庭裁判所に離婚の訴訟を起こし、最終的に裁判官に離婚の判断をしてもらう方法で、婚姻関係が破綻状態にあるか否か、司法が一方的に離婚を認めるものだから、法定の離婚原因がある場合に限って認められる。申立書、陳述書等の提出書類、最終的な口頭弁論と、一審で一年から一年半ぐらいかかるのが当り前のようだ。

残り 1% の案件はさすがに「両者譲らず」、原告も被告もその代理人たちも、恐らく平気で嘘を言い、敵対心むき出しのせめぎ合いが展開され、法廷内は異様な空気に包まれる。良い意味で開き直らない限り、素人ではやっぱり、耐えづらい。

最近日本でも 3 組に 1 組が、1 分 49 秒に 1 組が離婚するといわれている。

つい、「参与員」のお仕事が増えない事を、願ってしまいがちながら、疲れ切って帰宅した。